

10 障害児通所・入所施設

放課後等デイサービス以外の障害児通所・入所施設が対象となります。

障害児通所・入所施設の無償化は、保育の必要性がない場合でも対象となります。

障害児通所・入所施設と保育園や認定こども園、幼稚園、預かり保育、認可外保育施設等を併用される方は、両方の施設で無償化の対象となります。（他施設を御利用の場合は、それぞれの施設の要件を満たしている必要があります。）

項目	0～2歳児	3～5歳児
利用料	<u>変更なし</u> ※ 市民税非課税世帯は、 無償化前から無料	<u>無料</u>
無償化のための 手続き	<u>不要</u>	

※ 対象の事業の支給決定を受けておられる方には、京都市から別途お知らせを送付します。

※ 実費は無償化に係る給付の対象外です。

